

佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道規程の形式の左横書きの実施に関する規程を次のように定める。

平成二十四年十一月二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県東部工業用水道規程の形式の左横書きの実施に関する規程

(形式の改正)

第一条 この規程の施行の際現に定められている佐賀県東部工業用水道規程については、佐賀県規則の形式の左横書きの実施に関する規則(平成二十四年佐賀県規則第七十三号)の規定の例により左横書きに改正する。

(補則)

第二条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十五年一月一日から施行する。